

令和7年1月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美濃加茂市長 藤井 浩人

市町村名 (市町村コード)	美濃加茂市 (21211)
地域名 (地域内農業集落名)	下米田地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・北部は、集団化した農地(水田)があり、今後も継続して耕作し続けていけるよう対策を講じる必要がある。
- ・南部は、1区画あたりの面積が小さく、また農業用水が完備できていないため、集積が困難である。
- ・農業用水が通年利用できないことから、営農形態に制約が生じている。
- ・「自分の代までは耕作する」という意見が多く、その後のことを考えられない方が多い。
- ・農業者の高齢化、耕作放棄地の増加が進んでいる。
- ・農業の担い手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻の中心経営体に対し、農地中間管理機構を活用し農地の集約化を図るとともに、担い手間での農地の集積化が図れるよう調整する必要がある。
- ・多面的機能支払交付金事業等、地域で農業資源を守る施策を働きかけるとともに、事業を実施している地域については、引き続き活動を支援する。
- ・新規就農者に対し営農活動が継続、拡大できるよう支援が必要。
- ・安定的な農業用水の確保

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	211.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・認定農業者や新規就農者への農用地の集団化(集約化)を推進する。
- ・担い手が散在して営農している農地の集団化(集約化)を推進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積、集約化を段階的に図っていく。
- ・将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・既存の地域保全組織及び自治会等と協力しながら、地域ぐるみで農地を守っていく。
- ・JA等との連携を図りながら、地域活性化に貢献できる栽培技術の効率化、地域雇用の確保を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・多面的機能支払交付金事業等、地域で農業資源を守る施策を働きかけ、支援する。
- ・認定農業者及び新規就農者に対して、営農活動が継続、拡大できるようスマート農業の支援に努める。
- ・農業の担い手を支援するため、農業用水を早い時期から利用できるよう協議する。